

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認
調査（QCBS）

調達管理番号：20a00598

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2020年11月4日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年11月4日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査(QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) 契約履行期間（予定）：2021年1月 ～ 2021年12月

上記の契約履行期間を分割する想定はありません。

<p>新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。</p>

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 小嶋良輔 Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部防災グループ防災第一チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。(本件については該当者なし)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年11月25日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口(選定手続き窓口)のとおり (outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年12月4日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上

当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。合否結果について、2020年11月27日までにメールで通知します。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年12月28日(月) 11:00～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年1月12日(火)までを目途にプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点(該当する場合)

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書(プロポーザル内容反映案)

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識(イメージ)を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

➤ 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容

➤ 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容

- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、総合評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を

公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業
務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. 調査の背景・経緯

2015年に第三回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030（以下「仙台防災枠組」という。）は防災分野の国際指針であり、既存の災害リスクの削減及び将来の災害リスクの抑止と災害による被害軽減というゴールの達成のため、2030年までに達成すべき7つのグローバルターゲットや、各国が実施すべき4つの優先行動が定められている。2030年に向けてはリスク削減事業実施フェーズに位置づけられ、各国はターゲットの達成、即ち、災害による死者、被災者、経済被害、重要インフラへの被害と基礎サービスの断絶の削減を達成することが求められている。そのためには各国政府が優先行動3「災害リスク削減への投資（事前防災投資）」を着実に実施する必要があり、ドナーも各国におけるリスク削減事業に貢献することが求められている。

JICAは、日本の防災経験を踏まえ、仙台防災枠組の交渉過程から事前防災投資の重要性を国際社会へ積極的に発信してきており、その結果、防災は「コスト」ではなく持続可能な開発を達成するために不可欠な「投資」であることが仙台防災枠組に明記され、世界の共通認識となった。一方、多くの開発途上国においては、経済インフラやBasic Human Needs充足のためのセクターに優先的に予算措置がなされ、事前防災投資が進んでいない状況にある。特に、洪水リスクに関しては気候変動や都市化に伴いリスクの増大傾向がみられ、持続的な発展のためには、治水事業による洪水リスク削減が急務となっている。これまで多くの洪水災害を経験し、事前防災投資により大きく洪水被害を軽減させ発展を遂げてきた日本が途上国に貢献できる点は多く、果たすべき役割も大きい。

2. 調査の目的と範囲

本調査は、対象国における治水に係る行政、法制度、戦略及び計画等をレビューの上、洪水被害ポテンシャルの高い流域における治水投資事業を洗い出すために必要な情報の収集と分析を行うことを目的に実施する。

受注者は、「6. 報告書等」を念頭に、「4. 調査実施における留意事項」に配慮しつつ、「5. 調査の内容」に示す業務を行う。なお、調査方法及び調査報告書の作成にあたっては、JICAと協議しつつ、取り進めるものとする。

3. 調査対象地域

国内調査作業期間では、インドネシア、フィリピン、カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマー、ブータン、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン、スリランカの12か国を対象とする国内調査結果をもとに、洪水の被害状況、過去のM/Pの実施状況、将来の洪水被害ポテンシャル等を踏まえ、優先度及び災害リスク削減効果が高い治水事業が必要な現地調査候補国を6か国抽出し、JICAとの協議を経て、現地調査対象国3か国を絞り込み、各対象国で2-3流域を選定して現地調査と課題分析を行う。（5.（2）以降）。なお、現時点では、インドネシア、ベトナム、ミャンマーを現地調査対象国として仮に想定し、これを前提に旅費等の見積を計上すること。

参考：長期専門家派遣中の国：インドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ

4. 調査実施における留意事項

(1) 本調査の対象災害種と事業

本調査で対象とする防災投資事業は仙台防災枠組のグローバルターゲットの達成に直接貢献する治水事業とする。

本調査における対象災害種は外水氾濫を主とする。ただし、内水氾濫も排除しないこととする。なお、内水氾濫対策が事業提案に含まれる場合には、途上国政府においては、外水氾濫、内水氾濫の現象の違いと、それぞれの対策の違いに関する理解が不足している傾向があるため、外水、内水の区分に留意しヒアリングを実施する。その際、JICAとしては将来内水氾濫が発生しない様、まずは治水対策推進が重要と考えている点に留意する。

また、国内調査対象国気象局等において、気候変動影響に関する対応状況（政策・方針、事業への反映等）を確認し、気候変動影響を踏まえた治水事業が計画・実施されているか確認の上、支援方針検討の参考とする。

(2) JICA 長期専門家等との協力

国内調査作業対象 12 ヶ国の中には、治水や防災に係る JICA 長期専門家が派遣（または派遣予定）されていて、本調査への支援が得られることとなっている。国内調査作業期間の段階から、これらの長期専門家（あるいは過去に派遣された長期専門家）から、治水分野の全体状況や関連する治水事業の概要、当該国の治水に係る課題といった情報を入手し助言を得る。なお、長期専門家の連絡先等は JICA から提供する。

(3) 既存の情報の有効活用等、効率的・効果的な調査実施

調査対象国の防災一般情報に関しては、JICA 地球環境部防災 G から提供する「各国防災情報資料」や関連 M/P 調査報告書、上記(3)に記載の長期専門家等から得られる情報等の既存資料を最大限活用し、効率的・効果的な調査業務実施を図る。なお、「各国防災情報資料」については、本調査業務で収集した情報の範囲で更新を行うこと。

(4) 現行の都市開発計画 M/P に係る洪水リスクを加味した見直しニーズ

調査において、現行の都市開発計画 M/P に係る洪水リスクを加味した見直しニーズが確認された場合には、流域ごとに取りまとめる備考欄に記載をする。

(5) コロナ状況下を踏まえた調査計画の立案

現在、コロナ禍により日本から海外への渡航に大きな制約が生じている。本調査では、開始から 2021 年 3 月までを国内調査期間と予定し、既存報告書やインターネット等を通じた公開情報の収集、対象国の政府機関やドナーとのオンライン面談等の遠隔作業、受注者の持つローカルリソース等の活用による情報収集を行うことを想定する。その際、ローカルリソースを活用した情報収集について現地再委託を認める。

なお、コロナ禍の状況や渡航制限措置等を踏まえ、現地調査と国内調査作業との間は、両者協議の上、柔軟な対応を行う想定である。コロナ禍を踏まえた、インターネット活用、オンライン面談等の遠隔作業、現地法人やローカルリソース等の活

用による調査実施方針と手法を具体的に検討の上、プロポーザルにて提案すること。

5. 調査の内容

以下に示す業務の内容について、上記「4. 調査実施における留意事項」を踏まえつつ、効率的に業務を実施する。

12か国を対象とした国内調査作業結果を行う。その結果を基に、JICAと協議の上決定する現地調査対象国3か国を対象に、現地調査（想定：各国40日間）、国内最終化作業を実施する。

各調査フェーズの目的と調査項目は下記に記載の通り。必要な調査方法、手順等を、国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な調査工程をプロポーザルで提案すること。

(1) 国内調査作業

12ヶ国を対象に、次を目的に国内調査作業を行う。具体的には、⑥プロGRESS・レポートの作成に必要な事項を踏まえ、以下の業務を行う。

- ① 対象国における JICA による治水分野の支援実績や背景・関係機関・他ドナーとの協議経緯、長期専門家等の有する情報の把握

JICA 地球環境部防災 G 等 JICA 関係者と打ち合わせを実施し、過去の背景及び留意点を把握する。また、JICA 防災 G と先方政府関係機関・他ドナーとの協議経緯について理解する。

また、4.(2)に記載のとおり、長期専門家やコンサルタント等からもヒアリングを実施する

- ② 治水に関連する法制度・計画・組織、流域や洪水被害に関する基本的情報の整理

既存の情報や公開情報から以下の点に関し基本的情報を収集し、整理する。

- 洪水対策に係る法制度、国家開発計画等における治水計画の位置づけ・言及
- 治水事業担当省庁に関する基礎情報（法規と権限、組織概要、実施体制、人員、予算、治水事業費の傾向分析）、当該国におけるステークホルダー（その他治水・防災に関連する中央省庁や地方政府の間の役割分担を含む）

また、洪水被害に関しては、過去 20-30 年間の洪水履歴・被害情報を収集し、国・流域ごとに整理する。また、対象国全体の特徴と傾向について取りまとめること。情報収集に際しては、EM-DAT や Desinventar など、既存のデータベースを活用しつつ、不足情報は各国防災組織／治水事業担当省庁から入手を図る。

- ③ 流域の選定

洪水被害状況、河川整備状況と資産集積及び人口集密（現況及び将来計画）を踏まえた、洪水被害ポテンシャルに基づき、調査対象とする流域を選定し、

優先度を検討する。

④ 調査対象流域治水計画・治水事業全般に関する情報収集・整理

上記③で選定した流域について、各国の治水概況を把握し、主要流域ごとの中長期的な優先度順も加味した治水対策整備状況、治水計画策定状況を表として国別に流域ごとに取り纏めること。具体的には、以下の情報を収集し、整理する。

- 治水計画 M/P の考え方（確率規模の設定等を含む）
- 治水計画 M/P の策定状況（JICA、他ドナー、自国等あらゆる主体を含む）及びその計画概要（基本方針、確率規模、基本高水、計画高水、流量配分図、主要提案対策の概要）
- 上記治水計画 M/P の実施状況、その促進・阻害要因、社会条件の変化に伴う災害被害ポテンシャルの動向
- 治水計画 M/P 策定や治水事業実施に係る今後の計画・予定
- 治水対策優先流域（優先度判断の考え方を含む）
- 洪水リスク評価及び被害シミュレーション実施状況
- その他の主な治水事業の実施状況
- 治水計画の検討に関連する気候変動影響対応状況（政策、制度、解析実施状況・採用している気候変動シナリオ等）

⑤ 今後の事業ニーズに係る分析

これまでの検討結果を踏まえ、選定された流域に関し、以下の点について情報収集の上、分析を行う。

- 主要流域ごとの河川整備状況と資産集積及び人口集密を踏まえた、洪水被害ポテンシャルの検討
- 可能な範囲で事業効果を検討し、重要度の高く、災害リスク削減効果の高い治水投資事業のリストアップ
- 重要な治水投資事業のために治水計画 M/P が必要な流域のリストアップ
* 治水計画 M/P に関しては、①過去の M/P 更新、②複数ドナーが個別に策定した計画の統合等を目的とした M/P、③新規 M/P 策定、が考えられるが、いずれもここでの検討対象とする。

⑥ プロGRESS・レポートの作成

上記①～⑤までの調査結果を取り纏め、PROGRESS・レポートを作成する。情報源やデータの取得時期を明記の上、国別に流域ごとに取り纏めること。なお、既存情報及び長期専門家等からの情報提供によっても不明な情報については、情報がない旨記載をする。

情報収集・分析結果は国ごと、かつ、必要に応じ主要流域ごとに整理し、調査結果を俯瞰的に把握できるよう工夫するとともに、現地調査対象国選定の参考資料として活用することも念頭に、抽出の考え方、とりまとめ方法（地図情報に落として可視化することも含む）について提案を行うとともに、JICA と十分に協議の上、調査結果を取りまとめる。

⑦ 現地調査対象国の選定

PROGRESS・レポートを踏まえ、現地調査対象国（案）を検討し、JICA・関係者と協議の上、現地調査対象国を選定する。

国内調査対象国 12 か国について、⑥の検討結果を踏まえ現地調査候補国 6 か国程度を抽出する。更に JICA・関係者との十分な協議を踏まえ、現地調査対象国を 3 か国選定し、各国 2－3 流域について選定する。

⑧ 相手国政府向け調査説明資料の作成

上記分析を踏まえ、現地調査対象国関係省庁への説明のため、以下を項目とする調査説明資料（案）を作成する。また、現地調査前には質問票及び先方への説明資料を作成し、JICA と協議・確認の上、最終化する。

- (ア) 調査の背景
- (イ) 調査の目的
- (ウ) 調査の実施方針
- (エ) 調査の内容と実施方法（作業項目、手法、アウトプット等を明記）
- (オ) 作業計画（作業工程フローチャート、日程）
- (カ) 調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
- (キ) 調査実施体制（国内支援体制、実施機関内の体制等）
- (ク) 国内で実施した調査結果の概要
- (ケ) JICA への便宜供与依頼事項

(2) 現地調査

現地調査においては、現地調査対象国の治水担当省庁に対して調査説明を行う。また、国内作業調査で検討した結果を基に、現地踏査を通じて治水投資事業ニーズ、M/P 策定ニーズに係る情報を取りまとめる。なお、現地調査の一部には JICA 職員（防災 G を想定）、長期専門家が同行する。

① 調査対象機関への調査項目、質問票に基づいた情報収集・調査

現地調査前に JICA 各在外事務経由で配布した質問票に沿って情報収集を行う。治水事業担当省庁からのヒアリングにより、詳細情報を入手し、国内調査作業結果を補完する。また、財務省や開発計画とりまとめ省庁に対して治水事業に対する予算措置状況及び事前防災投資に関する課題を確認する。

② 対象流域における現地踏査

治水事業担当省庁からのヒアリング及び対象流域での現地踏査を通じ、国内調査作業で収集した降雨、水文・水理などの自然条件データや、開発計画など社会条件を含め流域の情報を更新する。資産の急激な集積などの社会条件の大きな変化がある場合や、自然条件の大きな変化が把握されている場合には、既往の計画の想定に及ぼす影響を簡易に検討・分析を行う。特に事業投資効果が高いと想定される治水事業の特定に注力する。

③ 治水投資事業ロングリストの検討

国内作業及び現地調査結果を踏まえ、短・中・長期（それぞれ 3、5、10 年程度のスパンを想定）の時間軸で具体的な治水投資事業ロングリスト

（案）を検討する。重要な治水投資事業のために治水計画 M/P 策定が必要な流域についてもロングリストに追記する。ロングリストは A3 一枚程度で全体像を俯瞰できる体裁を含む想定としている。なお、ロングリストには、治

水投資事業に関する実施機関、具体的な実施内容、必要予算の概算は少なくとも含むものとする。

また、各事業について、事業の位置づけやより詳しい事業内容、想定される事業効果、想定される前提条件・制約条件等の情報も含めた概要資料を整理することとし、現地調査中に適宜 JICA と TV 会議を実施し、事業案を絞り込む。

(3) 国内最終化作業

治水投資事業・治水計画 M/P 支援案を検討し、同内容を含むファイナル・レポートを JICA に説明する。関係者コメント等を反映し、ファイナル・レポートを最終化し、JICA に提出する。

① 治水投資事業・M/P 支援案作成

上記(2)③、④のロングリストから、JICA と協議の上、支援可能性の高い案件と想定されるスキームを絞り込む。

② ファイナル・レポート作成

国内調査作業、現地調査結果及び上記(3)①の検討結果を踏まえ、ファイナル・レポートを作成する。

6. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。

① プログレス・レポート (P/R)

記載事項：国内調査作業のとりまとめ結果

提出時期：2021 年 3 月中旬頃

提出部数：和文 2 部（簡易製本）、電子データ

② 調査説明資料

記載事項：現地調査対象国での説明を想定した業務の基本方針、業務方法、作業工程、要員計画、国内調査作業結果

提出時期：2021 年 4 月上旬頃

提出部数：和文 2 部（簡易製本）、英文 2 部×3 か国（簡易製本）、電子データ

③ ファイナル・レポート (F/R)

提出期限：2021 年 12 月 17 日

提出部数：和文 5 部、英文 2 部×3 か国、CD-R 5 部

(2) その他提出物

① 業務計画書（簡易製本）

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部数：和文 3 部、電子データ

- ② コンサルタント等業務従月報
JICA が指定する様式により、月例の調査業務報告を翌月 10 日までに発注者に提出する。
- ③ 議事録等
各関係機関等との調整会議、各種報告書の説明、ヒアリング時の議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 等及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で、実施日を含む 5 日間を目安に JICA に提出すること。
部 数：F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。
- ④ 収集資料
記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト
提出時期：調査終了時
部数：電子データ
- ⑤ 現地調査時の写真及び・動画
本調査を通じて記録した写真及び動画のデータを整理の上、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、調査対象地域の現状や位置関係等が明確に把握できるものを収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては、一覧表を作成し、添付する。写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用を想定しているため、肖像権の許諾等についても事前に取り付けたもののみを格納すること。
提出時期：ファイナル・レポート提出時
部数：電子データ 2 部
- ⑥ その他説明資料
記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。
提出時期：報告の都度、及び、F/R 提出時にまとめて提出。
部 数：報告時は必要部数、F/R 提出時は F/R に添付か別添とする。

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(4) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ② 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ③ 英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するため、必ず当該分野の経験・知見とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ④ 各報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ⑤ 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合

が簡易に行えるように工夫を施すこと。

- ⑥ 先方政府への説明・ヒアリングにかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICA が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。
- ⑦ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

以 上

別紙：報告書目次案

別紙：最終報告書 目次案

注) 本調査の対象となる情報収集・分析の範囲は、以下のとおりであるが、目次案（記載内容の構成）は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。英文版については国ごとに作成することを想定している。

I. 調査概要

1. 調査の目的と背景
2. 調査方法（実施方法、調査団構成、調査工程、訪問機関、等）
3. 留意事項

II. 国内調査対象国における洪水リスク及び洪水防災に関する概況

<治水に関連する法制度、計画、組織に関する基本的情報>

1. 洪水対策に係る法制度、国家開発計画等における治水計画の位置づけ・言及
2. 治水事業担当省庁に関する基礎情報（法規と権限、組織概要、実施体制、人員、予算、治水事業費の傾向分析）、当該国におけるステークホルダー（その他治水・防災に関連する中央省庁や地方政府の間の役割分担を含む）

<流域や洪水被害に関する基本的情報>

3. 主要流域の概要・特性（流域界、流域面積、流域人口、流域に存在する資産、降雨、比流量、洪水特性、河川特性等）・特定
4. 洪水履歴・被害詳細情報（経済被害、人的被害（死者、被災者）、避難者、重要インフラ被害等）、洪水常襲エリア（流域）及びそのリスク評価・ハザードマップ・被害想定の有無
5. 流域の選定

<既存の治水計画 M/P の概要と事業実施状況に関すること>

6. 治水計画 M/P の考え方（確率規模の設定等を含む）
7. 治水計画 M/P の策定状況（JICA、他ドナー、自国等あらゆる主体を含む）及びその計画概要（基本方針、確率規模、基本高水、計画高水、流量配分図、主要提案対策の概要）
8. 上記治水計画 M/P の実施状況、その促進・阻害要因、社会条件の変化に伴う災害被害ポテンシャルの動向
9. 治水計画 M/P 策定や治水事業実施に係る今後の計画・予定

<治水計画や治水事業全般に関すること>

10. 治水対策優先流域（優先度判断の考え方を含む）
11. 洪水リスク評価及び被害シミュレーション実施状況
12. その他の主な治水事業の実施状況
13. 治水計画の検討に関連する気候変動影響対応状況（政策、制度、解析実施状

況・採用している気候変動シナリオ等)

<今後の事業ニーズに係る分析>

14. 主要流域ごとの河川整備状況と資産集積及び人口集密を踏まえた、洪水被害ポテンシャルの検討
15. 可能な範囲で事業効果を検討し、重要度の高く、災害リスク削減効果の高い治水投資事業のリストアップ
16. 重要な治水投資事業のために治水計画 M/P が必要な流域のリストアップ
17. 国内調査分析結果
18. 現地調査対象国の選定

III. 現地調査対象国における課題分析と支援策分析

1. 調査対象機関への調査項目、質問票に基づいた情報収集・調査
2. 対象流域現地踏査
3. 治水投資事業ロングリストの検討

IV. 現地調査対象国における支援検討に必要な情報のとりまとめ

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：治水計画に関する各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
 - 1) 業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以内としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4) 要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
 - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 業務管理体制の選択
本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。
業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。
 - 2) 評価対象業務従事者の経歴
評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
 - 業務主任／治水計画
 - 洪水リスク分析／気候変動
 - 施設計画／構造物対策
各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。
【業務主任者（業務主任者／治水計画）】
 - a) 類似業務経験の分野：治水計画に関する各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域、南アジア地域及び全途上国
 - c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 洪水リスク分析／気候変動】

- a) 類似業務経験の分野：洪水リスク分析/気候変動に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域、南アジア地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 施設計画／構造物対策】

- a) 類似業務経験の分野：施設計画／構造物対策に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域、南アジア地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

想定する工程は以下のとおり。

国内調査作業：2021年2月上旬～3月下旬

現地調査：2021年4月上旬～11月上旬

国内最終化作業：2021年11月上旬～12月中旬

上記と異なる工程があればプロポーザルに理由を付して提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 31.95人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び評価対象者の格付）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。なお、効果的な現地調査の実施のため、各団員は治水計画の業務実績のあることが望ましいと考えます。

- ① 業務主任／治水計画（2号）
- ② 洪水リスク分析／気候変動（3号）
- ③ 統合水資源管理／利水計画
- ④ 施設計画／構造物対策（3号）
- ⑤ 投資効果分析
- ⑥ 組織制度
- ⑦ 防災・都市計画／ドナー連携

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。（特殊傭人費による調査補助員雇用も可）

- 国内調査対象12か国における情報収集
- 現地調査における流域／河川調査

上記以外に、現地及び国内の機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することが効果的と認められる作業項目がある場合は、当該業務について必要と判断する理由、並びに再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を予定している業者の候補並びに再委託業務の監督・成果品の検査方法など、具体的な提案を行うこと。

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(4) 対象国の便宜供与

本調査業務は JICA の責任において実施するものであることから、調査対象国側から特別な便宜供与を得られるものではない。但し、本調査実施にあたり、JICA 在外事務所から必要に応じて主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や、必要に応じたリクエストレターを発行するなど、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA 在外事務所の支援を必要とする場合は、当該国の JICA 在外事務所に随時連絡・協議すること。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション

能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本件では実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 4) 以下の費目については、以下に示す定額を別見積りとして見積もってください。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示していません。
 - ① 国内調査対象国の情報収集（現地再委託費/特殊傭人費）：6,000千円(500千円×12か国)
 - ② 現地調査対象国の流域/河川調査（現地再委託費/特殊傭人費）：6,000千円(2,000千円×3か国)
 - ③ 一般業務費のうち現地調査対象国内移動航空賃：3,600千円
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。航空賃は本見積りに含めてください。現地調査対象国が想定から変わるときは契約変更を検討します。
 - 東京⇄ヤンゴン（ANA）
 - 東京⇄ハノイ（ベトナム航空）
 - 東京⇄ジャカルタ（ガルーダ航空）

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

・アジア地域各国防災情報

(2) 公開資料

【インドネシア】

- ジャカルタ市都市排水・下水道整備計画

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_108_10907574.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_108_10897932.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_108_10898773.html

- ブラワンパダン総合流域開発計画

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11009107.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11009115.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11009123.html

- チウジュン チドリアン水資源総合開発計画

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_108_11199759.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_108_11215498.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_108_11215506.html

- カンプール・インドラギリ河流域総合開発計画

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11267184.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11267192.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11267200.html

- ジャボタベック総合水管理計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11366671.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11366689.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11366697.html

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11366705.html

- ブランタス川流域水資源総合管理計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11469657.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11469699.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11469707.html

- リンボト・ボランゴ・ボネ川流域治水計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11709722.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11709730.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11709748.html

- ムシ川流域総合水管理計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11740461.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11740479.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11740487.html

- ウォノギリ多目的ダム貯水池堆砂対策計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11863875.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11863883.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11863891.html

- ジェネベラン川流域管理能力強化計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11785359.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11785367.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11785375.html

- バリ島総合水資源開発・管理計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11842333.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11842341.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_108_11842358.html

【スリランカ】

- コロンボ首都圏洪水対策計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_120_11716552.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_120_11716560.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_120_11716578.html

【ネパール】

- カルナリ川・マハカリ川上流水資源開発計画調査

要約版（日本語）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000030203.html>

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_116_11129202.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_116_11129210.html

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_116_11129228.html

- テライ平野河川治水計画調査

要約版（日本語）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000043507.html>

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_116_11505252.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_116_11505260.html

【パキスタン】

- ライ・ヌラー川流域治水計画調査

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_117_11734019.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_117_11734027.html

【バングラデシュ】

- ダッカ首都圏洪水防御・雨水排水計画調査マスタープラン

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_10986875.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_10986883.html

- 北西地域洪水防御・排水計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_11059631.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_11044716.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_11044724.html

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_11044732.html

- 洪水予警報システム計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_11746153.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_11746161.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_11746179.html

【フィリピン】

- アグノ川流域治水計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_101_11746195.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_10960649.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_10960664.html

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_10960672.html

- ピナツボ火山東部河川流域洪水及び泥流制御計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11285277.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11291234.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11290913.html

- カガヤン川下流域洪水対策計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11871167.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11871175.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11871183.html

- ピナツボ火山西部河川流域洪水及び泥流制御計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11734555.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11734563.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11734571.html

- 全国洪水リスク評価及び特定地域洪水被害軽減計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11881927.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11881935.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_11881943.html

- パンパンガ川流域統合的水資源管理計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_12018941.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_12018966.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_118_12018974.html

【ベトナム】

- ハノイ市排水・下水整備計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_123_11210952.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_123_11210960.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_123_11210978.html

- 全国水資源開発・管理計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_123_11740628.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_123_11740636.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_123_11740644.html

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_123_11740651.html

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_123_11740669.html

【ラオス】

- ビエンチャン市周辺メコン河河岸浸食対策計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_112_11774932.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_112_11774940.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/617/617/617_112_11774957.html

【カンボジア】

● プノンペン市 都市排水・洪水対策計画調査

要約版（日本語）

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_109_11527876.html

要約版（英語）

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_109_11527884.html

Main Report

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_109_11527892.html

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	()	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／治水計画	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	()	(11)
ア) 類似業務の経験		4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		12
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：洪水リスク分析／気候変動	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：施設計画／構造物対策	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	

ウ) 語学力	0
エ) その他学位、資格等	3

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | | |
|---|------|-------------------------------------|
| 1 | 業務名称 | 全世界治水分野防災投資事業に係る情報収集・確認調査
(QCBS) |
| 2 | 対象国名 | 全世界 |
| 3 | 履行期間 | 2021年1月〇〇日から
2021年12月17日まで |
| 4 | 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。
- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
 - (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
 - (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
 - (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。
- (1) 監督職員：地球環境部防災グループ防災第一チームの課長
 - (2) 分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

- 第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

- 第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2018年5月）」を削除し、「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2019年4月）」を挿入する。

- （2）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- （1）第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
（中間成果品：第〇次中間報告書）
- （2）第2回部分払：ドラフト・ファイナル・レポートの作成
（中間成果品：ドラフト・ファイナル・レポート）

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001M/P316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001M/P316-att/attach01_201805.pdf
-